

川崎市アピアランスケア助成金交付事業 Q&A

申請の流れ		
1	申請方法を教えてください。	電子申請（オンライン手続かわさき）または郵送申請にて受付けします。 ※郵送の場合、受理日は書類に不足なく、担当部署へ到着した日付です。余裕をもって申請してください。 ※区役所では受付できません。
2	申請後の流れを教えてください。	申請受理後、助成の可否を審査します。審査後は申請者へ結果を通知し、交付の方には、指定口座へ助成金を振込みます。受付から振込まで1~2ヶ月程の時間を要します。

助成対象者（補整具を必要とする本人）・申請者について		
3	市内在住ですが、住民登録は市外です。申請できますか？	申請できません。 助成対象者が川崎市に住民登録がない場合、対象外です。
4	申請日時点では市内に住民登録がありますが、購入時点は市外に在住でした。申請できますか？	申請できます。 申請日時点で川崎市に住民登録があれば申請できます。
5	以前、他自治体で同様の助成を受けました。申請できますか？	申請できません。 他自治体で同様の助成を受けた場合、本事業は対象外です。
6	申請者とは誰ですか？	18歳以上の場合は、原則として助成対象者本人です。
7	助成対象者が18歳未満の場合、誰が申請すれば良いですか？	保護者が申請者となります。 交付申請書の申請者欄に記載してください。
8	助成対象者がやむを得ない事情により申請できない場合、どうすれば良いですか？	代理人が申請できます。 交付申請書の申請者欄に、代理人の氏名等を記載してください。
9	助成対象者が補整具を購入（レンタル）後に亡くなりました。後から申請はできますか？	助成対象者が亡くなった後は、対象外です。
10	がん患者の場合、どのような方が助成対象者となりますか？	がんの治療に伴う脱毛や身体の欠損等、外見の変化を補うために補整具の購入・レンタルをした方で、現在治療中又は過去に治療を受けたことがある方です。
11	がん以外の患者の場合、どのような方が助成対象者となりますか？	健康保険の保険給付の対象となる傷病の治療、先天的または事故等の外傷に伴う脱毛や身体の欠損等の外見変化を補うために補整具の購入・レンタルをした方です。 例) 難病で抗がん剤治療を必要とした方、円形脱毛症、抜毛症、代謝疾患、先天性疾患等 ※障害福祉制度等他制度で助成対象になる場合、対象外です。 ※加齢に伴う脱毛は本事業の対象外です。
12	所得制限はありますか？	ありません。

助成対象品目（ウィッグ）について	
13	ウィッグの区分で、対象となる品目は何ですか？
14	ウィッグの区分内の対象品目を複数個購入した場合、全て助成対象になりますか？
15	一般的な帽子やバンダナ、手製した際の材料費は対象ですか？
16	ウィッグを購入・レンタルした際のサイズ調整やカット代、セット代の費用は対象となりますか？
17	付属するブラシ、クリーナー、リンス等のケア用品は対象ですか？

助成対象品目（胸部補整具・エピテーゼ）	
18	胸部補整具・エピテーゼの区分で、対象となる品目は何ですか？
19	胸部補整具・エピテーゼの区分内の対象品目を複数個購入した場合、全て助成対象になりますか？
20	衣料品店で購入したカップ付きインナーは補整下着として対象になりますか？

21	脱着に必要な接着剤や剥離剤は対象となりますか？	対象となりません。
22	人工乳房と補整下着を購入した場合、まとめて申請できますか？	申請できます。30,000 円の上限額内において助成の対象となります。
23	乳房再建手術を受けた手術費用は助成対象になりますか？	対象となりません。
24	入浴着は対象となりますか？	対象となります。傷跡のカバーを目的として製造された専用の物に限ります。
25	プレストバンド（インプラントを正しい位置に固定するためのバンド）は対象となりますか？	対象となりません。

助成対象品目について（共通）		
26	いつ購入・レンタルした補整具が助成対象となりますか？	<p>令和7年4月1日以降に購入・レンタル開始した分から助成対象となります。</p> <p>例1) ~令和7年3月31日以前に購入・レンタルした場合 ⇒対象外</p> <p>例2) 令和7年1月1日からレンタル開始した場合 ⇒令和7年4月1日以降に支払った分も含め、対象外</p> <p>例3) 令和7年4月1日以降にレンタル開始した場合 ⇒申請日から遡り、1年以内に支払った額が助成対象</p> <p>※詳細は担当部署へお問い合わせください。</p>
27	購入の場合、申請の期限はいつまでですか？	<p>購入した日から起算して1年以内に申請してください。</p> <p>例) 令和7年4月1日に購入の場合、 ⇒令和7年4月1日～令和8年3月31日までが申請期間</p>
28	1年以上前の治療に起因した脱毛（身体の欠損）により、2ヶ月前に補整具を購入（レンタル）した場合、申請はできますか？	<p>申請できます。</p> <p>治療や手術の時期に制限は設けていません。必要な書類を揃え、対象となる補整具の購入（レンタル）日から1年以内であれば申請は可能です。</p>
29	一度助成を受けた後、再発・別の部位の罹患により治療を受けています。再度申請はできますか。	<p>対象者1人あたり、1区分1回までの申請です。</p> <p>例) 1回目ウィッグ、2回目ウィッグ⇒申請不可</p> <p>例) 1回目ウィッグ、2回目胸部補整具⇒申請可</p>
30	複数個まとめて購入（ウィッグ1台と頭部を保護するネット複数個、補整下着を複数個等）しました。 まとめて申請は出来ますか。	<p>同一区分で複数個まとめて購入を認めている補整具は、上限額の範囲内で組み合わせて申請できます。</p> <p>例) ウィッグ 20,000円×1台+ネット 1,000円×3個 ⇒助成対象は 23,000円</p> <p> ウィッグ 28,000円×1台+ネット 1,000円×4個 ⇒助成対象は 30,000円</p> <p>※複数組み合わせて購入の場合、合算しようとする分の最初の購入・レンタルの日から起算して1年以内に申請してください。</p>

		※ネット単独の申請はできません。
31	ウィッグと胸部補整具をまとめて申請することはできますか。	同一のタイミングで申請できます。 1区分につき、申請書は1枚ずつ記入してください。 電子申請の場合もフォームを分け、1回ずつ申請してください。
32	補整下着と補整パッドを別に購入し、先に購入分が1年を過ぎました。まとめて申請できますか？	購入・レンタルの日から1年以内に申請してください。購入・レンタルの日から1年を過ぎたものは対象となりません。
33	上限額内でウィッグまたはエピテーゼを2台購入しました。まとめて申請は出来ますか。	申請できません。 ウィッグまたはエピテーゼは対象者1人あたり、1区分1回、1商品までが助成対象です。 例) ウィッグ 15,000円×2台（計30,000円）購入 ⇒助成対象は1台分の15,000円
34	前回の申請では区分ごとの上限額に到達しなかったため、2回目の申請はできますか？	申請できません。 1回の申請で助成額が上限に達しない場合でも、同じ区分で2回目の申請はできません。
35	購入・レンタル時の消費税は対象となりますか？	対象となります。消費税込みの金額で申請してください。
36	購入・レンタルに伴う手数料及び送料等は助成の対象になりますか？	対象となります。
37	ポイントやクーポンで支払った金額は補助対象となりますか？	ポイント等を支払いに充当した場合、充当分については値引きと同等とみなし、対象外となります。内訳がわかる明細を添付し、交付申請書の助成対象経費の欄は差引いた額を記載してください。

申請種類について		
38	治療を証明する書類とは、どのような書類ですか？	がんとがん以外の傷病で、提出書類が異なります。 ○がんの場合 治療方針計画書、治療同意書、手術同意書、診療明細書等のうち、いずれか一つ ※がんの治療に伴う脱毛、身体の欠損や形の変化が生じた又はそれらのおそれが見込まれることを証明できる書類 ○がん以外の傷病の場合 川崎市アピアランスケア助成金交付事業に係る意見書
39	治療方針計画書、治療同意書等の書類の日付が1年以上前です。証明書類になりますか？	できます。証明書類の記載日は問いません。
40	過去にがん治療を受けましたが、現在手元に証明できる書類がありません。どうすれば良いですか？	脱毛や身体の欠損、形の変化が生じるに至った治療を証明するいずれかの書類の提出が必要です。まずは治療した病院へご相談ください。

41	これから脱毛の副作用を伴う治療を受ける予定です。脱毛に備えてウィッグを購入しますが、対象となりますか？	対象となります。脱毛の副作用を伴う治療を受けることが確認できる証明書類を用意の上、申請してください。
42	クレジットカード決済で購入したため領収書がありません。どうすれば良いですか？	<p>領収書が発行されない場合は、領収書に代わる物として、購入内容や支払いをしたことが分かる且つ必要事項（※の全て）が確認できるものを組み合わせてご提出ください。</p> <p>※必要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 宛名（助成対象者の名前） ② 購入又はレンタルの日付 ③ 金額の内訳 ④ 購入又はレンタルの品目の内訳（金額のうち、どの商品を何点購入したか等の詳細） ⑤ 領収書の発行者名称 <p>例) 購入・レンタル内容が確認できる書類 ⇒購入・レンタルした用具が掲載されているパンフレットやカタログ等</p> <p>例) 支払内容が確認できる書類 ⇒支払い完了メール、クレジットカード利用明細書等</p>
43	ネットオークションやフリマサイトで購入した場合、助成対象となりますか？	フリーマーケットや知人からの購入等、個人間での取引に伴う購入品は助成対象となりません。
44	領収書や明細書の様式は決まっていますか？	<ul style="list-style-type: none"> ① 宛名（助成対象者の名前） ② 購入又はレンタルの日付 ③ 金額の内訳 ④ 購入又はレンタルの品目の内訳（金額のうち、どの商品を何点購入したか等の詳細） ⑤ 領収書の発行者名称 <p>が分かれば様式は問いません。 領収書・明細書で記載に不足があれば、必要事項が確認できるものを追加で提出してください。</p>
45	領収書で上記必要な項目が確認できる場合、明細書等の提出は省略できますか？	省略可能です。但し、商品名や購入金額等、詳細の確認が出来ない場合、追加書類の提出が必要となるため、ご注意ください。 例：ウィッグ代として 40,000 円 ⇒ 不可 (セットで他の費用が含まれている場合が多々あり、それだけでは内訳が判断できないため、どの商品がいくらか等がわかるよう、カタログ等追加書類の提出をお願いしています)
46	領収書の宛名が助成対象者と異なりますが、申請できますか？	申請できません。領収書の宛名は助成対象者（18歳未満の場合、保護者）である必要があります。

47	治療の証明書類、領収書や明細書の提出は、原本でなければいけませんか？	原本に限らず、コピーでも申請できます。 原本を提出された場合、返却はしませんのでご注意ください。
----	------------------------------------	---

(更新日：令和7年6月3日)